

# 市川市産業振興基本条例

## (目的)

第1条 この条例は、産業の振興について、基本理念を定め、市、事業者及び経済団体の役割等を明らかにすることにより、地域経済の活性化を図るための産業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (2) 商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所、商店会連合会、商店会、地域工業団体、農業協同組合、漁業協同組合その他の市内において産業の振興に関する活動を行う団体をいう。

## (基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫による自主的な努力を基本に、事業者、経済団体及び市が連携し、市民の理解と協力の下に推進されなければならない。

2 前項に定めるもののほか、産業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 商業については、商店街と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図るとともに、消費者の利便性を向上させるための環境整備及び購買意欲の高揚を図ること。
- (2) 工業については、良好な操業環境の確保に努めるとともに、販路の拡大等による経営の安定を図ること。
- (3) 農業については、農地の保全、未利用地の有効活用、経営の安定、担い手の確保、農作物の円滑な流通の促進等を図ること。
- (4) 水産業については、漁場環境の改善、生産基盤の整備、経営の安定、担い手の確保、水産物の円滑な流通の促進等を図ること。
- (5) 観光については、歴史的又は文化的な資産その他の地域の観光資源を生かし、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう振興すること。
- (6) 雇用については、柔軟な就労環境の整備を図るとともに、地域雇用の促進に努めること。
- (7) その他地域の特性を生かした新たな事業の創出及び起業家の育成を支援すること。

## (市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商店街の活性化に関する施策
- (2) 地域の特性に応じた工業の活性化に関する施策
- (3) 農地及び農業の担い手の確保並びに農業経営の安定を図るための施策
- (4) 安定した水産業経営の持続を図るための施策
- (5) 観光を振興するための施策
- (6) 雇用を促進するための施策
- (7) 創業を支援するための施策

- (8) 事業者の経営基盤の安定を図るための施策
  - (9) 企業を誘致するための施策
  - (10) 産業間の連携を促進するための施策
  - (11) その他産業を振興するために市長が必要と認める施策
- 2 市は、産業の振興に関する施策の実施に当たっては、事業者及び経済団体との協働に努めるとともに、国、千葉県、他の地方公共団体、大学等との連携に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの創意工夫により、周辺的生活環境との調和及び市民生活の安全確保に配慮するとともに、経営基盤の安定、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等に努めるものとする。

- 2 事業者は、経済団体に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業の振興のための事業に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、経済団体が産業の振興のための事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域の事業者を活用するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、地域雇用の促進に努めるものとする。
- 6 大規模小売店舗の設置者は、経済団体に積極的に加入するよう努めるとともに、当該大規模小売店舗において小売業等を営む者に対しても、経済団体への加入等必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、市等と協働し、産業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、市又は経済団体が実施する産業の振興に関する施策への協力等に努めるものとする。

(表彰)

第8条 市長は、産業の振興に関し功績が顕著であるものを表彰することができる。

(産業の振興に当たっての措置等)

第9条 市長は、産業の振興に当たっては、事業者、経済団体、学識経験者等の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。